

新型コロナウイルス感染症に伴う主な「支援策」まとめ：府中市版

※印は補正予算の成立以降に確定 2020年4月23日更新

個人・世帯向け



給付 (もらえる)

新型コロナウイルスで影響を受けている すべての方 に	▶
離職等で 住居を失った・失うおそれがある	▶
子育て世帯 で家計が大変	▶
失業・収入減で大学等の 授業料 が支払えない	▶

貸付 (かりる)

収入が減って 家計の維持が難しい	▶
-------------------------	---

猶予 (のばす)

市民税・固定資産税・国民健康保険料(税) が支払えない	▶
国民年金保険料 が支払えない	▶
公共料金・電話料金(固定・携帯) が支払えない	▶
住宅ローン が支払えない	▶

特別定額給付金※

一律1人10万円を給付
住民基本台帳に記載(4/27時点)されているすべての人

住居確保給付金

家賃実費支給(例)2人世帯で月6万4000円が上限(東京都)
支給期間: 原則3カ月(最長9ヶ月)※

子育て世帯への臨時特別給付金※

児童手当の受給者に対し、
子ども**1人当たり1万円**を給付

高等教育修学支援制度

授業料減免+返済の必要のない**給付型奨学金**

緊急小口資金(特例貸付)

無利子
無保証

貸付上限**~10万円**(特に必要な場合は**~20万円**)
据置期間: 1年以内、償還期間: 2年以内

総合支援資金(特例貸付)

2人以上世帯は**~月20万円**、単身は**~月15万円**
据置期間: 1年以内、償還期間: 10年以内
原則3カ月まで

自治体の判断で各種納税、保険料(税)の徴収猶予(期限等)を決定
国民健康保険は免除制度あり

免除制度あり

支払期限を延長(事業者向けにも支払い猶予あり)

今後の利払い・返済スケジュールの変更について相談が可能

総務省コールセンター 03-5638-5855
平日9:00~18:30

府中市 暮らしとしごとの相談コーナー 042-335-4191
平日8:30~17:00

市の追加支援あり ※5月中旬に情報更新予定

日本学生支援機構 0570-666-301
平日9:00~20:00

府中市社会福祉協議会: 042-360-9996
平日9:00~16:00

厚生労働省「全国共通相談ダイヤル」
0120-46-1999 9:00~21:00(土日祝含む)

府中市納税課 042-335-4460/4462
平日8:30~17:00

府中年金事務所 042-361-1011

東京電力エナジーパートナー: 0120-993-052 / 0120-995-113
(電力自由化前の料金プラン利用者) (自由化後の新しい料金プラン利用者)
水道局・下水道局 お客さまセンター: 0570-09-1101
東京ガスお客さまセンター: 0570-00-2211

各金融機関または
金融庁相談ダイヤル 0120-156-811
平日10:00~17:00

事業主向け



給付 (もらえる)

感染拡大防止のため 休業 や 時間短縮 をした	▶
自粛などで 業績が悪化(売上半減)	▶
従業員に休んでもらう場合	▶
従業員に子どもがいる場合	▶
フリーランスで子どもがいる場合	▶

貸付 (かりる)

資金繰り のため融資を受けたい	▶
------------------------	---

猶予 (のばす)

法人税・消費税 などの納税が難しい※	▶
社会保険料 が支払えない	▶

感染拡大防止協力金

50万円支給(2店舗以上有する事業者は100万円)

持続化給付金※

2020年で特に厳しい月(1~12月)の売上が前年比50%減の場合、
その月の売上を年換算した額を、昨年1年間の売上から引いた減少分を給付
上限: **中小200万円、個人事業100万円**

雇用調整助成金(コロナ特例)

休業等助成(中小なら**最大10分の9**まで)
助成率は、企業規模・雇用条件で変動

小学校休業等対応助成金

小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合
1日あたり8,330円を上限に賃金相当額を助成

小学校休業等対応支援金

小学校等休校で休業したフリーランス(委託を受けて個人で
仕事をしている保護者)
1日あたり4,100円(定額)を助成

無利子・無担保融資 (借り換えも可)

コロナの影響で前年比5%以上の売上減少
据え置き最大5年

セーフティーネット保証(4・5号) /危機関連保証

信用保証付き融資を限度額までご利用中の方に
与信枠を大幅拡充/保証料・利子を減免(最大0金利)

マル経融資の金利引き下げ

前年比5%以上で売上減少で融資限度額: 別枠1000万円
当初3年間 金利を**0.9%引下げ**(商工会議所等の推薦必要)

法人税や消費税、基本的にすべての税

収入が減少(前年同月比▲20%以上)した事業者は**無担保
かつ延滞税なしで納税を猶予/固定資産税は軽減措置も**

健康保険料や厚生年金保険料が猶予

事業の休止や著しい損失があった場合に**納付が猶予**

東京都緊急事態措置等
感染拡大防止協力金相談センター 03-5388-0567
9:00~19:00(土日祝含む)

経済産業省
中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783-183
9:00~17:00(土日祝含む)

厚生労働省
コールセンター 0120-60-3999
9:00~21:00(土日祝含む)

日本政策金融公庫 0120-154-505
平日9:00~19:00

民間金融機関※

取引のある金融機関または
東京信用保証協会立川支店: 042-525-6621

日本政策金融公庫 0120-154-505(平日)
0120-112-476(土日祝)
9:00~19:00

武蔵府中税務署 042-362-4711
平日8:30~17:00

健康保険協会または組合
府中年金事務所: 042-361-1011